マイツグループセミナー

「中国労働契約法実施条例」公布！対応セミナー

ついに「労働契約法　実施条例」が公布されました。
今年の5月8日に「草案」が公開され、9月3日に国務院にて「草案を原則的に採択」、そして9月18日に「労働契約法実施条例」として公布されるに到りました。
国務院法制弁公室責任者の記者会見によりますと、「実施条例は、①労働契約法との一致性の原則②労使双方の協調性の原則③労働契約法の実施性の原則の基本原則に従って作成した」と公表しています。
セミナーでは、①「労働契約法」施行後の日系企業の対応、②実施条例で明確になったポイント、③現地・親会社としてどのような対応が必要かを考えていきます。
中国に子会社のある親会社の管理部門の方、ぜひご参加下さい！！

～セミナー内容～

【第一部】
「労働契約法」施行後の現場での問題点と対応
どんな点が問題になり、
日系企業はどんな対応しているかの現状を
ご紹介します。

【第二部】
5つのポイント内容説明
実施条例で明確になった5つのポイントについて解説します。
【第三部】
現地の対応・親会社としての対応
今後どのような対応をするべきかアドバイス致します。

日時：　2008年10月28日（火）　13時30分～16時30分（質疑応答の時間を設けます。）　※受付は13時00分より

場所：　丸ビルコンファレンススクエア　8F　ROOM2　（定員40名。）http://www.marunouchi-hc.jp/

参加費：　10,000円（振込先はお申し込み受付後にご連絡します。）

・定員になり次第受付締め切ります。

・原則、1社2名様までのお申込とさせて頂きます。

・銀行振込は10月22日までにお願い致します。

・（株）東京マイツ顧問先参加費5,000円・グループ会社での顧問契約の場合7,000円

・詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

講師：　マイツグループ　CEO　　日本国公認会計士　　池田博義

～　ご連絡はセミナー事務局まで　～
株式会社東京マイツ　（TEL）03－5524－5321　（FAX）03－5524－5322　担当：井手（yide@myts.co.jp)

参加ご希望の方は、記入の上FAX又は、お電話、e-mailにてご連絡下さい。（FAX）　東京：03－5524－5322

貴社名	お名前	ご参加人数　人
お電話番号：	FAX番号：	
e-mail：		

質問したいことがございましたらお書きください。できる限りセミナーの中でご回答させていただきます。

※弊社グループ会社とご契約のお客様は、下記該当するご契約場所に○を囲んで下さい。

東京　大阪　京都　名古屋　大連　天津　上海　蘇州　広州　深セン